

令和4年第1回
対馬市議会定例会議案
(追加)



対馬市

目 次

議案第 3 1 号	対馬市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	----- 3
議案第 3 2 号	対馬市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	----- 7
議案第 3 3 号	対馬市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する 条例	----- 9
議案第 3 4 号	損害賠償の額の決定について	----- 1 1
議案第 3 5 号	令和 3 年度対馬市水道事業会計補正予算 (第 3 号)	-----別冊
議案第 3 6 号	令和 4 年度対馬市一般会計補正予算 (第 1 号)	-----別冊
同意第 7 号	対馬市教育長の任命について	----- 1 3
同意第 8 号	対馬市教育委員会委員の任命について	----- 1 5

議案第31号

対馬市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(対馬市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 対馬市職員の給与に関する条例（平成16年対馬市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改める。

第28条第2号中「(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

別表第5の(1)の表を次のように改める。

別表第5（第5条関係）

(1) 行政職給料表 等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1	定型的な業務を行う職務
2	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3	係長及び主任の職務
4	1 課長補佐の職務 2 副参事の職務
5	1 次長の職務 2 課長、室長、所長、館長、事務局長、署長、副署長、支署長、出張所長及び主幹（以下「課長等」という。）の職務 3 参事の職務
6	1 理事の職務 2 困難な業務を所掌する次長の職務

	3 特に困難な業務を所掌する課長等の職務
7	1 部長、政策監、会計管理者、教育部長、局長及び消防長の職務 2 重要な業務を所掌する理事の職務

別表第5の(3)及び(4)の表中「課長相当職」を「主幹」に改める。

(対馬市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 対馬市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成18年対馬市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

(対馬市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 対馬市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年対馬市条例第41号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

(対馬市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第4条 対馬市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例(平成16年対馬市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

(対馬市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第5条 対馬市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(平成16年対馬市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

(対馬市水道事業企業職員給与条例の一部改正)

第6条 対馬市水道事業企業職員給与条例(平成16年対馬市条例第208号)の一部を次のように改正する。

第18条第2項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」

を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

第2条 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の対馬市職員の給与に関する条例第27条第2項(同条第3項、第2条の規定による改正後の対馬市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び対馬市職員の給与に関する条例第27条第4項から第6項まで(対馬市職員の育児休業等に関する条例(平成20年対馬市条例第5号)第15条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)若しくは第33条第1項、第2項若しくは第6項、公益的法人等への対馬市職員の派遣に関する条例(平成17年対馬市条例第3号)第4条、第3条の規定による改正後の対馬市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例第5条第2項、第4条の規定による改正後の対馬市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例第5条第2項又は第5条の規定による改正後の対馬市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第5条第2項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この条において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日(同日前1か月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日)における次の各号に掲げる職員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下この条において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 第1条の規定による改正前の対馬市職員の給与に関する条例(以下この項において「改正前の給与条例」という。)第27条第2項 127.5分の15
- (2) 改正前の給与条例第27条第3項 72.5分の10
- (3) 第2条の規定による改正前の対馬市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第6条第1項、第3条の規定による改正前の対馬市議会議員の議

員報酬及び費用弁償に関する条例第5条第2項、第4条の規定による改正前の対馬市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例第5条第2項及び第5条の規定による改正前の対馬市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第5条第2項 167. 5分の10

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

令和4年3月17日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 3 2 号

対馬市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

対馬市職員の育児休業等に関する条例（平成 2 0 年対馬市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「条例」の次に「（平成 1 8 年対馬市条例第 4 5 号。以下「任期付職員条例」という。）」を加え、同条第 4 号ア(ア)を削り、同号ア(イ)中「1 歳 6 カ月」を「1 歳 6 か月」に、「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号ア中(イ)を(ア)とし、(ウ)を(イ)とする。

第 2 条の 3 第 2 号中「1 歳 2 ヶ月」を「1 歳 2 か月」に改め、同条第 3 号中「1 歳 6 カ月」を「1 歳 6 か月」に改める。

第 2 条の 4 中「1 歳 6 カ月」を「1 歳 6 か月」に改める。

第 7 条中「6 箇月」を「6 か月」に改める。

第 1 6 条中「対馬市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 1 8 年対馬市条例第 4 5 号。以下「任期付職員条例」という。）」を「任期付職員条例」に改める。

第 1 7 条中「第 1 6 条」を「前条」に改める。

第 2 1 条第 2 号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第 2 5 条を第 2 7 条とし、第 2 4 条の次に次の 2 条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第 2 5 条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、

育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第26条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月17日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 33 号

対馬市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

対馬市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（平成 16 年対馬市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

7 令和 4 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間における市長及び副市長の給料月額、第 3 条の規定にかかわらず、同条に定める額から、市長にあっては当該給料月額の 100 分の 20 に相当する額、副市長にあっては当該給料月額の 100 分の 15 に相当する額を減じて得た額とする。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

令和 4 年 3 月 17 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第34号

損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、次のとおり損害賠償の額を決定することについて、議会の議決を求める。

令和4年3月17日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

1. 発生日時 令和3年9月14日（火）午後2時00分頃
2. 発生場所 対馬市豊玉町
3. 相手方 対馬市上対馬町 個人
4. 事故の状況 閉栓の依頼を受け閉栓処理を実施したが、後日、閉栓されていないとの連絡があり、錯誤により別の家屋に閉栓処理を行っていたことが判明した。
これにより、当該家屋においては閉栓がされておらず、漏水による損害を与えたもの
5. 損害賠償額 654,038円

同意第7号

対馬市教育長の任命について

対馬市教育長に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和4年3月17日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

記

- 1 住 所 対馬市美津島町雞知甲550番地8
- 2 氏 名 なかしま きよし
中島 清志
- 3 生年月日 昭和37年3月9日

同意第 8 号

対馬市教育委員会委員の任命について

対馬市教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めらる。

令和 4 年 3 月 17 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

記

- 1 住 所 対馬市豊玉町田 1021 番地
- 2 氏 名 さえき やすひろ
佐伯 康弘
- 3 生年月日 昭和 46 年 3 月 20 日